

令和7年11月25日
総務部人事課

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 懲戒免職

区職員による不同意性交等を理由とした逮捕事案について

被 処 分 者	主事 37歳
事案の内容	令和7年8月22日の知人との宴会終了後、西武池袋線小手指駅で面識のない10代女性の大学生に声をかけ、その女性と清瀬駅まで同行し、午後11時44分から翌23日0時10分までの間に、清瀬市内の人目のつかない歩道上にて、服の上から体を触ったり、性的暴行を加えたりしたことにより、令和7年9月28日に不同意性交等罪の容疑で逮捕されるに至った。 なお、本件は示談が成立し、その後、不起訴処分となっている。
処分の内容	懲戒免職
発令年月日	令和7年11月25日
根 拠 規 定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号